税理士連絡協議会

令和７年７月 23 日（水）
午後４時 30 分～
ホテルプラザ勝川

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　税務署メンバー自己紹介

４　議題

⑴　国税庁ホームページについて【総務】

別添資料参照

⑵　書面照会による実態確認の実施について【総務】

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページ で 解決！

国税庁　税について調べる

① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、
AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

- **ご質問したいことをメニューから選択**
- **自由に文字で入力**

チャットボットは
こちらから



チャットボット
（税務職員ふたば）

相談可能税目について

・所得税
消費税　の 確定申告　・インボイス制度　・年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年１月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な
回答を次の方法で調べることができます。

- **自分に合った状況から探す（質問形式による検索）**
- **キーワードによる検索**
- **税金の分野ごとに調べる**

タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページ で 解決しない場合には、
「 国税相談専用ダイヤル」 （電話相談）をご利用ください（裏面）

国税庁　法人番号7000012050002　（R7.6）

電話で解決

「 電話相談センター 」につながります。

国税相談専用ダイヤル へ電話する

0570 - 00 - 5901（コクゼイ） (全国一律料金)

受付時間　平日8：30～17：00 (土日祝日及び12月29日～１月３日を除く。)

音声案内に沿って、次の**「１」～「６」**を選択します。
（確定申告期には、「０」確定申告が追加されます。）

「１」 所得税
「２」 源泉徴収、年末調整、支払調書
「３」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
「４」 法人税
「５」 消費税、印紙税
「６」 その他

・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「１」を選択してください。**

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約** が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。

税務署への電話はこちらから

所轄の税務署へ電話して音声案内「２」を選択してください（「税務署」につながります。）。
（確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。）

（裏面）